D_{25} ＝ 0.02186
D_{26} ＝ 0.02197
D_{27} ＝ 0.02143
D_{28} ＝ 0.0202
D_{29} ＝ 0.0204
D_{30} ＝ 0.02006
$D_{令元}$ ＝ 0.01973
$D_{令2}$ ＝ 0.02022
$D_{令3}$ ＝ 0.00913
$D_{令4}$ ＝ 0.01229
$D_{令5}$ ＝ 0.00557
$D_{令6}$ ＝ 0.00799
$D_{令7}$ ＝ 0.01199

E_n　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち更新事業に係るものの額に相当する額

F_{16} ＝ 0.008
F_{17} ＝ 0.00876

G_n　流域下水道の整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち下水道事業債臨時措置分（復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費に係るものを除く。）の額に相当する額

H_{12} ＝ 0.050
H_{13} ＝ 0.044
H_{14} ＝ 0.039
H_{15} ＝ 0.047
H_{16} ＝ 0.041
H_{17} ＝ 0.04380
H_{18} ＝ 0.053
H_{19} ＝ 0.053
H_{20} ＝ 0.05298
H_{21} ＝ 0.05104
H_{22} ＝ 0.05005
H_{23} ＝ 0.04919
H_{24} ＝ 0.04924

D_{25} ＝ 0.02193
D_{26} ＝ 0.02206
D_{27} ＝ 0.020
D_{28} ＝ 0.0202
D_{29} ＝ 0.0204
D_{30} ＝ 0.02008
$D_{令元}$ ＝ 0.01976
$D_{令2}$ ＝ 0.01078
$D_{令3}$ ＝ 0.00914
$D_{令4}$ ＝ 0.00442
$D_{令5}$ ＝ 0.00557
$D_{令6}$ ＝ 0.00799

E_n　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち更新事業に係るものの額に相当する額

F_{16} ＝ 0.008
F_{17} ＝ 0.011

G_n　流域下水道の整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち下水道事業債臨時措置分（復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費に係るものを除く。）の額に相当する額

H_{12} ＝ 0.050
H_{13} ＝ 0.044
H_{14} ＝ 0.039
H_{15} ＝ 0.047
H_{16} ＝ 0.041
H_{17} ＝ 0.055
H_{18} ＝ 0.053
H_{19} ＝ 0.053
H_{20} ＝ 0.05302
H_{21} ＝ 0.05106
H_{22} ＝ 0.05008
H_{23} ＝ 0.04923
H_{24} ＝ 0.04934